（表）

別記

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

（あて先）羽島市長

申請者　住所

氏名

電話

羽島市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書兼請求書

羽島市犯罪被害者等見舞金支給要綱第６条第１項の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。併せて、支給が決定された場合、当該確定日付けで交付決定額を請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 犯罪被害者 | フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日 |
| 犯罪被害時の住所 | 羽島市 |
| 死亡年月日 | 年　　　　月　　　　　日 |
| 犯罪行為の日時 | 　　　　年　　　月　　　日　　午前・午後　　　　時頃 |
| 犯罪行為の場所 |  |
| 犯罪被害者との続柄 | □配偶者　 □子 　□父母 　□孫 　□祖父母 　□兄弟姉妹 |
| 犯罪被害者との生計 | □住民票の同一世帯　　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 取扱警察署 | 　　　　　　都・道・府・県　　　　　　　　　　警察署 |
| 被害届受理番号 | 被害届受理番号　　　　　　　年　　月　　日　　　第　　　号 |
| 被害の状況 | （被害届の内容） |
| 重傷病見舞金の支給の有無 | □　有　　　　　　□　無 |

支給が決定された場合は、以下の口座に振り込みを依頼します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　銀行・信用金庫・　　　　　　　　　　　　　　　　信用組合・農協 | 本店・支店出張所 |
| 種目 | 普　通・当　座 | 口座番号 |  |
| フリガナ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 口座名義 |  |

添付書類　　※該当する□の枠にチェックをしてください。

□　犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を説明することができる書類又はその写し

□　犯罪被害者の住民票の写し（除票）又は戸籍の附票の写し（死亡した時のものに限る。）

□　申請者の住民票の写し

□　申請者と犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍謄本その他の証明書の写し

（裏）

【誓約事項】

1　犯罪被害者及び私と加害者との間に以下の親族関係はありません。

①　夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含む。）

②　直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

③　3親等以内の親族（上記2項目に掲げるものを除く。）

ただし、犯罪発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア、イのいずれかに該当する場合を除く。

ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合

イ　当該犯罪行為が、次の(ｱ）から(ｳ）までのいずれかに該当する場合（当該犯罪行為により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じた場合に限る。）

(ｱ)　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(ｲ)　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ｳ)　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

2　犯罪被害者が犯罪行為を誘発した事実はありません。また、その他当該犯罪被害について、犯罪被害者の責めに帰すべき行為はありません。

3　犯罪被害者及び私は、羽島市補助金等交付規則第5条の2に規定する暴力団若しくは暴力団員又は羽島市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

4　犯罪被害者及び私は、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたことはありません。

【同意事項】

1　私は、羽島市が見舞金の支給を決定するに当たり、警察その他の関係機関に対して、この申請書の内容その他当該支給の決定に必要な事項について照会し、その報告を求めることに同意します。

2　この申請について遺族が複数人いる場合で当該支給の決定を受けた後に、この見舞金の支給について調整が必要となるときは、私の責任において解決します。

上記内容に相違がないことを誓約します。上記内容が事実と相違することが判明した場合は、見舞金を速やかに返還いたします。

　　　年　　月　　日

署　名

※第６条第３項の規定による代理の申請の場合は、【誓約事項】　について、「犯罪被害者及び私」を「犯罪被害者及び申請者」と読み替えるものとする。